

(様式2)

「京丹後市美しいふるさとづくり条例」改正の概要

1 趣旨について

現状課題を踏まえ、京丹後市まちづくり基本条例（平成19年条例第54号）第5条第5号「美しいふるさととの自然環境を守り次代に継承するまちづくり」に基づき、既存する京丹後市美しいふるさとづくり条例（以下、「条例」という。）を、市の自然環境保全政策を包含する基本的条例へ全部改正します。

2 現状課題について

- (1) 現在の条例は、旧網野町において平成13年に施行され、今日まで改正のない状態にあり、保全区域の指定及び管理等において限定的な運用の状態にあります。
- (2) 京丹後市環境基本計画（H21～）の運用が当該計画推進委員会側の所掌にある一方、条例及び当該条例に基づく審議会は個別に共存し、二重標準の状態にあります。
- (3) 第1期京丹後市環境基本計画の総括と、第2期京丹後市環境基本計画の策定を控え、進捗管理と客観的評価を行う附属機関が必要とされます。
- (4) 市の環境保全に関する施策検討にあっては、情緒的とならないよう、これを体系的に整理し、施策の必要性及び行動計画を明確に示していくことが必要となります。
- (5) 市民全体の地域資源を保全する意識の醸成、環境資源の社会的な活用、及び個別主体的な行動の活性化にあたり、活動主体や推進役の育成が必要とされています。
- (6) 市、自治会が管理する公共の区域で、特に保護、保全、社会的利用の推進を図るべき自然環境資源にあっては、市民主体による共生活動の基盤が必要とされています。
- (7) 地球温暖化、気候変動、また、これらに対する適応の対策等、自治体の枠を超えた環境保全へ、市民一人ひとりの再認識と配慮が必要とされています。

3 現状課題を受けた対応について

- (1) 理念の共有、並びに政策の体系化にあたっては、既存する条例の改正（適用範囲拡大、保全対象の明確化、審議会所掌事項見直し等）による対応が最も合理的で現状の改善に整合的。
- (2) 京丹後市まちづくり基本条例（平成19年条例第54号）第5条第5号「美しいふるさととの自然環境を守り次代に継承するまちづくり」に基づく全市対象の条例へ改正。
- (3) 現状課題をもって、条例改正、及びこれに伴う規則及び規定の見直しを審議会へ諮問する。

【改正審議を求める諮問事項】

- ① 京丹後市美しいふるさとづくり条例（平成16年条例第162号）
- ② 京丹後市美しいふるさとづくり条例施行規則（平成16年規則第123号）
- ③ 環境保全地域の指定

4 パブリックコメントの手続きを行う対象の概要

- ① 京丹後市美しいふるさとづくり条例（答申を受けた条例改正案 骨子）
※詳細は別添資料でご確認ください。

5 施行予定期日について

平成29年4月1日から施行します。